

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣官房地域活性化統合事務局

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							【A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A－2：全国展開で実施 B：条件を提示して実施 C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能 E：対応しない F：各省が今後検討 Z：指定自治体が検討】							
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含 む)
中心市街地 と田園地域 が連携する 高松コンパ クト・エコシ ティ特区	酒類製造免許 取得の特例	2151	酒税法の製造免許を受けるための製造量につい て、ビール60キロリットルの制限を、6キロリットルまで緩和す る。 【地域産業の活性化】 本市が目指すコンパクト・エコシティは、郊外部 と中心部の連携による内発型の特続可能なま ちづくりを行うものであり、中央商店街と農家 が有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技 術等を発揮することで、地域全体の活性化を 図るものである。 本市では、就農人口の減少や高齢化等に伴 い、耕作放棄地が増加傾向にあることが課題 となっており、耕作が行われている農地でも、 本市の耕地面積のうち85%を占める水田は、 春～秋の兼業の稲作が中心であるため、秋～ 春(冬季)には作付がされない状況である。かつ ては、米と麦・大豆の二毛作を行う専業農家 が多くあったことから、近年は、特に、うどんの 原料として開発された麦品種である「さぬきの 夢2000」の生産を開発推奨しているところ であるが、これも、安価な輸入品に押され、生産 量は減少傾向にある。 地域農業を再生させ、新規就農者の増加を図 るためには、高付加価値な施設園芸農業の推 進、耕作放棄地や冬季における耕作地の有効 活用により、一定の農業者が農業を継続する に足る利益を確保することが重要である。ま た、中央商店街では、観光客誘致や魅力創出 のために、地域資源を活かした特産品の販売 等が求められている。	酒税法第7条	財務省	主税局税制第二 課	酒税法第7条	C	—	—	酒類の製造者は、所得の有無にかか わりなく酒税を納める必要があるた め、その納税が確保されるためには、 一般に採算の取れる程度の製造規模 であることが必要であることから、酒 類の区分及び製造場ごとに客観的な 水準として定められた最低製造数量 基準を満たすことが製造免許の要件 とされている。 なお、酒類の製造免許の申請者が一 般に採算の取れる程度の製造規模を 有しているか否かに関して、免許申請 時に、税務当局が将来的な経営状況 等まで個別に判断することは困難で あることから、「最低製造数量基準」と いう客観的な基準を定めることによ って全国統一的な税務行政が図られて いる。	「最低製造数量基準」の緩和については、一般に採算が取れない小規模製造者の増加を招き、滞納 や脱税の発生といった酒税の確保に支障をきたす恐れや税務当局による実態の把握が困難となる ことに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼす問題が生じ兼ねないことから、慎重な 検討を必要とするところである。特にビールについては、 ・ 現行の総合特別区域法で特例措置が講じられている濁酒やリキュールに比べ製法が複雑であり、 仮に小規模の製造設備を用いた場合であっても一定の設備が必要となることから相応の製造コス トが見込まれること、 ・ ビールについては、他の酒類に比べて特に高い税負担を求めている、その確実な納税の確保に は万全を期する必要があること、 ・ 近年の「地ビール」を取り巻く環境は厳しいこと、 等を勘案すれば、ビールの最低製造数量基準の緩和は、酒税の保全上問題があり困難であると考え ている。 また、地元産の麦の生産拡大等を図るという主旨であれば、同じく麦を主原料とする発泡酒の製造 や、ビールの製造業者に地元産の麦を提供することによる製造委託によって麦の生産拡大等を図る ことは可能であると考えられることから、このような代替案の活用をご検討いただきたい。		
								C	—	—		前回の回答で述べたとおり、「最低製造数量基準」の緩和については、一般に採算が取れない小 規模製造者の増加を招き、滞納や脱税の発生といった酒税の確保に支障をきたす恐れや税務当局 による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼす問題が 生じ兼ねないことから、慎重な検討を必要とするところである。特にビールについては、 ・ 現行の総合特別区域法で特例措置が講じられている濁酒やリキュールに比べ製法が複雑であり、 仮に小規模の製造設備を用いた場合であっても一定の設備が必要となることから相応の製造コス トが見込まれること、 ・ ビールについては、他の酒類に比べて特に高い税負担を求めている、その確実な納税の確保に は万全を期する必要があること、 ・ 近年の「地ビール」を取り巻く環境は厳しいこと(注)、 等を勘案すれば、ビールの最低製造数量基準の緩和は、酒税の保全上問題があり困難であると考え ている。 なお、ビールの最低製造数量基準については、元々2,000kℓであったところ、地酒や地ワインのよう にビールについても地域固有の小規模な地ビールを製造して、地域の活性化を図りたいという地方 からの要望を踏まえ、既に平成6年の酒税法改正により60kℓまで大幅に緩和しているところである。 (注)地ビール製造者数は平成15年をピークに年々減少しており、また、地ビール製造者の欠損低収 益企業の割合も近年増加している状況にある。		

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理 【 i ）取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii ）取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii ）現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv ）自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v ）一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi ）国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i ～ vi)
中心市街地 と田園地域 が連携する 高松コンパ クト・エコシ ティ特区	酒類製造免許 取得の特例	2151	C	・ 60kl以上のビールを製造する場合、設備投資(固定費用)に4～5億円必要となるが、小ロット(6kl程度)の製造で可能となった場合、小規模な商店街空き店舗等における樽製造が可能となり、設備投資(固定費用)が抑えられるため、事業の初期段階においても、利益確保が可能となる。【別紙参照】 ・地ビールの製造販売は、中心市街地再生の起爆剤となる事業の一つとして、提案したものであり、対象エリアや対象者を限定することで、実態把握や密造の横行などの問題に対応できるものと考ええる。特に、対象エリアや対象者の限定方法については、どぶろく特区と同様に、総合特区計画の中で特例措置の対象者として事業者単位で認定する。また、特例事業として酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査や調査の対象となるが、本市では、無許可製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導徹底する。 ・商店街の来街者が直接ビールの製造過程を見て、ビールの歴史や製造方法を学び、その場で味わうという仕組みは、全国的にも事例はなく、地ビールとしてのブランド価値を高めるとともに新たな社会教育の場としても期待できる。そのため、発泡酒等の代替では、歴史性(ストーリー性)やブランド力が劣り、目的を達成することができない。	財務省より麦生産拡大は代替案にて実現可能との見解が示されているが、自治体は同時にビール製造による中心市街地活性化も目的としており、見解が相違している。 財務省は酒税の保全・脱税問題に対して、自治体が対応等を提示しているため、自治体の見解を踏まえて再度検討を行い、見解を示すこと。 自治体は、本規制緩和が中心市街地活性化・農業振興へ寄与する効果を明らかにし、本規制緩和でなければ、目的を達成できないとする理由をより明確にしていくこと。	
			C	・本事業では、大規模な設備投資は行わず、小規模な樽製造とすることで、初期投資を抑え、採算の取れる事業を計画している。特に、麦の生産から、ビールの醸造、飲食店での提供までの流れを、高松市内で完結させることで、流通コストを削減するとともに、缶・瓶詰め等は行わず、少量でも利益確保を可能としている。また、本事業は単にビールの醸造に留まらず、地域における魅力向上の取組の一環であり、地域再生の起爆剤としても期待している。 ・本提案は、区域を商店街に限定したものであり、製造業者が乱立する可能性は極めて低いが、本市では、無許可製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導徹底する。 なお、本提案については、平成25年春協議としては一旦終了するが、秋以降の継続協議を希望する。	財務省は、酒税保全上の観点より、採算が取れない小規模事業所の増加による滞納・脱税を防ぐために、ビールの最低製造数量基準の規制緩和は困難と回答している。一方で指定自治体は、初期投資を抑え、採算の取れる事業を計画しており、少量のビール醸造でも利益確保が可能としている。 また、財務省は税務当局による実態把握が困難となることに伴う密造の横行を懸念しているが、指定自治体は総合特区制度によって、参加事業者を限定することによる酒税保全案を提示している。 現時点では、両者の見解が対立しているが、指定自治体側が一旦協議終了とし、秋以降の継続協議を希望しているため、平成25年秋協議以降において改めて協議を行うものとする。再協議の際には、省庁および指定自治体双方において、今回提示された対応策・代替案等、互いの意見を踏まえた上で検討されたい。	vi